



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年11月17日金曜日 第2927号

### ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....（税務課）... 850  
 指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）... 850  
 知事指定薬物の指定の失効.....（薬務衛生課）... 850  
 クリーニング業法による研修の指定.....（ " ）... 851  
 クリーニング業法による講習の指定.....（ " ）... 851  
 農用地利用配分計画の認可申請.....（農政課農地・担い手対策室）... 851  
 保安林の指定.....（森林整備課）... 852  
 同意の成立（特定養殖共済）.....（漁政課）... 852  
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 852  
 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 852

### 公 告

愛媛県原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置借入れ及び保守点検業務の委託.....（原子力安全対策課）... 853

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1193号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び 代表者の氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社 三好石油店 代表取締役 京極 英雄	四国中央市川之江4058 - 7	平成29年 9月30日

#### ○愛媛県告示第1194号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
医療法人宮下整形外科・内科	新居浜市松神子三丁目1番26号	医療法人宮下整形外科・内科	精神通院医療	平成29年 11月1日
薬局ポイントタウン	松山市湊町6丁目2番地4重長ビル1階	有限会社重長薬局	精神通院医療（薬局）	平成29年 10月1日
あい薬局三津店	松山市新浜町1番3号	有限会社あい薬局	精神通院医療（薬局）	平成29年 10月1日
なごみ薬局	松山市別府町442番地2	株式会社和の杜	精神通院医療（薬局）	平成29年 11月3日
レデイ薬局天山店	松山市天山三丁目15番17号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	平成29年 11月16日

#### ○愛媛県告示第1195号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
  - (1) 2 - [ 2 , 5 - ジメトキシ - 4 - (トリフルオロメチル)フ

- エニル]エタンアミン(通称名2C TFM)及びその塩類
  - (2) メチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート(通称名4 Fluoromethylphenidate、4 F MPH、4 FMPH)及びその塩類
  - (3) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日  
平成29年11月10日

○愛媛県告示第1196号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 研修の名称  
クリーニング師研修
- 2 主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
理事長 吉井真人
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成30年1月28日(日)	松山市築山町12-33 松山市青少年センター

- 4 受講料  
5,000円

○愛媛県告示第1197号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 講習の名称  
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
理事長 吉井真人
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成30年1月28日(日)	松山市築山町12-33 松山市青少年センター

- 4 受講料  
4,500円

○愛媛県告示第1198号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(m <sup>2</sup> )
宮 武 恭 宏	愛媛県西条市禎瑞1584番地	愛媛県西条市禎瑞1426番1ほか23筆	33,049

中 平 勝 則	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見220番地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見540番地 1ほか2筆	5 230
---------	---------------------	------------------------------	-------

2 申請年月日  
平成29年11月2日

○愛媛県告示第1199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

松山市横谷乙233の1、乙233の2、丙7、丙20、丙21、丙23、丙40、丙44、丙47、丙56、丙59、丙63、丙67、丙69、丙72、丁1から丁10まで、丁12、丁15から丁17まで、丁26から丁33まで、丁66から丁70まで、丁71の1、丁71の2、丁72、丁73、丁75の1、丁75の3、丁75の4、丁77の1、丁77の2、丁78から丁82まで、丁84、丁85の1、丁85の2、丁86、丁88、丁89、丁95

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1200号

次の加入区の特定制殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

真珠母貝養殖業

加 入 区
西海町加入区

○愛媛県告示第1201号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-24)第10694号	平成24年11月24日	(有)松平商店	松平 忠	大洲市平野町平地3614-3	平成29年10月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般-24)第1653号	平成24年10月8日	濱田電機鐵工(株)	濱田 音治	西予市三瓶町安土477-10	平成29年10月4日	鋼構造物工事業	建設業の廃止(一部)
(特-29)第2554号	平成29年9月28日	松浦建設(株)	松浦 弘義	大洲市菅田町菅田甲2274-1	平成29年10月6日	解体工事業	建設業の廃止(一部)
(般-28)第15946号	平成28年5月31日	ヨシムラ	吉村 豊視	南宇和郡愛南町満倉2389	平成29年10月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般-28)第16933号	平成28年11月15日	(株)猪野組	猪野 利一	南宇和郡愛南町下久家740	平成29年10月13日	土木工事業 左官工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般・特-27)第2216号	平成28年1月12日	(株)藤建設	藤堂 繁人	宇和島市津島町山財5379	平成29年10月19日	管工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町北平1688番3から 同町北平1674番2まで	旧	メートル 43~142	キロメートル 0.182	
			新	11.7~41.4	0.176	

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年11月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）装置  
借入れ及び保守点検業務委託

## (2) 委託業務の数量

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 委託期間

平成30年3月1日（木）から平成35年2月28日（火）

## (5) 委託業務の履行場所

入札説明書及び仕様書による。

## (6) 入札方法

入札金額は、対象機器の1ヶ月あたりの借入れ及び保守点検  
費用を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当  
該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額  
に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも  
のとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税  
及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか  
を問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を  
入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29年度、30年度及び31年度の製造の請  
負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業  
者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規  
定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中に  
ない者であること。

(3) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行  
った実績があること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場  
所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グルー  
プ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089 941 2111 内線2341

## (2) 入札書の受領期限

平成29年12月26日（火）午後5時15分

## (3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウ  
ンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成29年12月27日（水）午前10時00分

愛媛県庁第1別館3階 災害対策室A

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5  
以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定  
金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し  
又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代え  
ることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規  
則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保  
証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を  
納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条  
の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除す  
ることがある。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審  
査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場  
合は、これに応じなければならない。

## ア 受付期間

平成29年11月17日（金）から12月22日（金）午後5時15分  
まで

## イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に  
求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効と  
する。

(5) 契約書作成の要否  
要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者  
であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され  
た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行  
ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Ehime  
prefectural nuclear disaster prevention network system  
(communication network for emergency use) lease and  
maintenance outsourcing

(2) Time limit of tender: 5:15 p.m., 26 December 2017

(3) For further information, please contact: Nuclear Safety  
Measures Division, Public Affairs and Environment  
Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2  
Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL +81 89 941 2111 Ext 2341